

社会福祉法人宇和島厚生協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇和島厚生協会(以下「当法人」という。)定款第8条及び21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (2) 第1項第1号にかかわらず、当法人の常勤職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 交通費については、別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 役員等には、勤務実態及び業務実態を確認次第、速やかに支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会の出席	3,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,500円

(2) 理事

	日 額
理事会の出席	3,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,500円

(3) 監事

	日 額
監事監査、理事会の出席	3,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,500円

別表2 交通費

評議員、理事、監事

	日 額
評議員会、理事会、監事監査の出席	2,200円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	2,200円